

5－2 通信制の課程の高等学校

第1章の「高等学校の3つの課程」(1－2)でも述べたように、通信制の課程は「通信による教育を行う課程」で、広島県においては、公立の通信制の課程の高等学校は、広島市立広島みらい創生高等学校と広島県立東高等学校の2校しかありません。

このうち、東高等学校は、1991(平成3)年に広島県立福山誠之館高等学校の通信制の課程から独立した、広島県内唯一の公立の通信制の課程のみを設置する高等学校です。

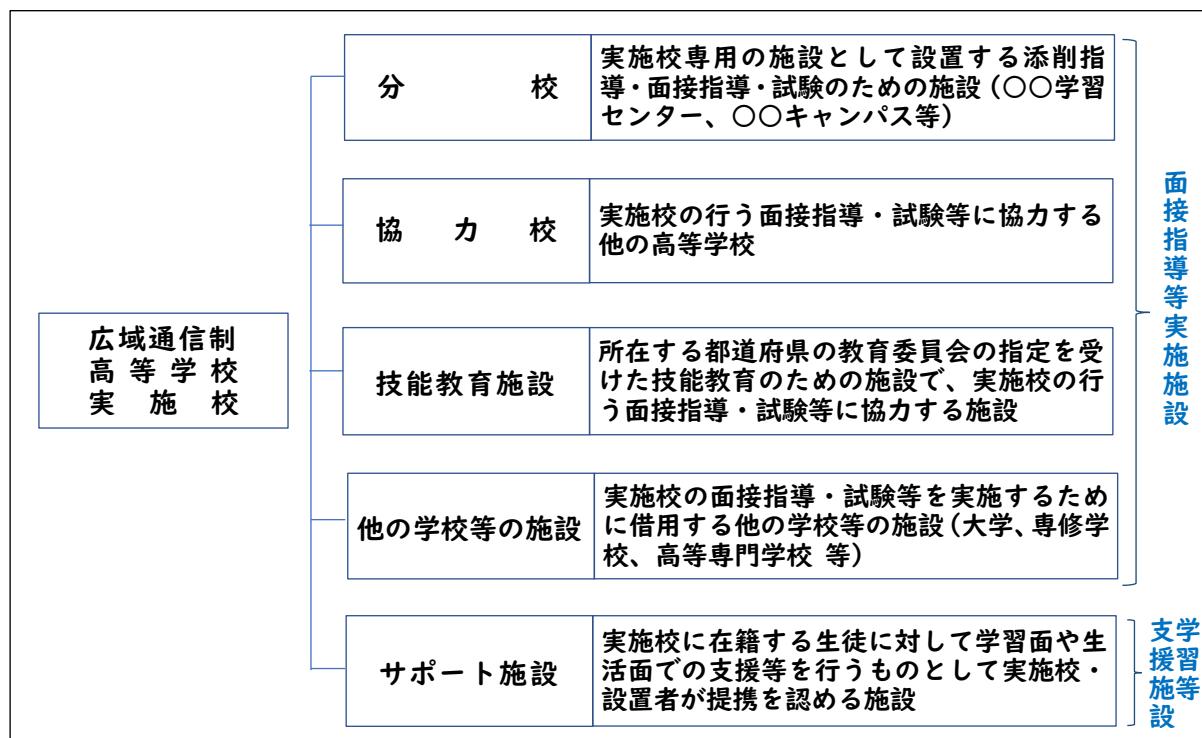
一方、私立の通信制の課程の高等学校は、2015(令和7)年4月現在、山陽女学園高等部、東林館高等学校、東林館高等学校呉分校、並木学院高等学校、並木学院福山高等学校、広島工業大学高等学校、広島国際学院高等学校、広島新庄高等学校、シンギュラリティ高等学校の9校があります。

いや県内にはもっと多くの私立の通信制の課程の高等学校があるのでないかと思われた方は、通信教育連携協力施設(サテライト施設)もカウントしたからではないでしょうか？

私立の通信制の課程の高等学校の中には、複数の都道府県をまたいで生徒募集を行っている(3都道府県以上をまたいで生徒募集を行う場合を広域通信制といいます)学校があり、自分の住んでいる都道府県(例えば広島県)で確かに生徒募集はしているが、学校(本校)自体は別の都道府県にある(例えば、広島県で広島校や宮島校などの校舎がある精華学園高等学校であれば山口県)という場合があります。

このように、複数の都道府県をまたいで生徒募集を行っている高等学校等が、本校以外に設置している施設のことを、従来「サテライト施設」と呼んできましたが、文部科学省は、令和3年3月に「高等学校通信教育規程」を改正し、これらの施設を「通信教育連携協力施設」として法的な位置づけを明確にしました。

通信教育連携協力施設の類型



(出典:「「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議」資料(第10回配布資料 令和4年8月29日)をもとに作成)

これにより、通信教育の実施における施設の役割や基準が明確化され、通信制の課程の高等学校を卒業するために必要な面接指導（スクーリング）や試験等を行う施設（「面接指導等実施施設」と、面接指導以外の生徒の日常的な学習支援、進路選択に係る相談等を行う施設（「学習等支援施設」）は明確に区分されることになりました。

したがって、サポート施設で行われる学習指導はあくまで支援であり、添削課題で分からぬところなどについて教えてもらうことはできますが、その時間を面接指導の時間数としてカウントすることはできません。

このことについて、文部科学省は、通信制の課程の高等学校の点検調査で確認された不適切な事例として、「担当教科・科目の教員によらない指導又は学習支援の時間を、当該教科・科目の面接指導の時間数としてカウントする事例」をあげています^{※1}。

また、自分の住んでいる都道府県に分校等がない場合は、通常、年に何回か合宿形式で短期間のうちに本校で行われる面接指導に出席しなければなりません。

このことについても、文部科学省は、「4泊5日の集中スクーリングにおいて、8時10分から1限目がはじまり、21時30分に13時間目が終わるという、1日に50分の面接指導を13コマも実施」する学校があったとして、改善を求めています^{※2}。

また、合宿形式でしか面接指導を受けることができないということになると、それまでの添削課題は文字どおり自学自習で行わなければならず、一定程度の学力がない場合は、添削課題を進めていくのが難しくなることも予想されます。

このようなことから、通信制の課程の高等学校への入学を検討する場合には、学習の進め方や面接指導の方法などについて、事前によく調べておく必要があります。

※1 通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）令和3年2月25日」P8

※2 同上P7